

美術学部

教養部会教授 榊 達雄

1. 研究活動

a 演奏会・展覧会・競技会等の名称・著書・論文・作品等の名称（項目ごとに記入する）	b 発表または発行の年月日	c 演奏会・展覧会の会場・主催等または論文等の発行所・発表雑誌等の名称	d 発表・展示・作品等の内容等・論文概要等（共著の場合のみ編者・著者名を記入）
「現代教育法制の構造と課題」	2010. 7. 25	コレール社	仙波克也と共編著。本書全体で、現代日本の教育法制度を分析し、課題を解明した。分担執筆「教育の自由と教育法制」(29～44頁)は、まず教育の自由が、国民の教育の自由、子どもの“学習の自由”と親の“教育の自由”および教師の教育の自由からなること、次に、親・国民の教育の自由が憲法によって保障され、教師の教育の自由が職務権限の側面と同時に、人権としての学問の自由の側面をもつこと、第3に、教育の自由が教育裁判のなかで争われてきたことを具体的事件に基づいて解明し、第4に、教育の自由を現実具体的に保障するための教育法制の課題について考察した。
「教科書の採択」「教科書の使用義務」「補助教材の届出・承認」「補助教材と著作権」「人権教育」	2010. 8. 1	『教職研修総合特集』第485号、教育開発研究所	44～47、51頁。教科書の採択権について、行政解釈は、教育委員会にあるとし、教育条理解釈は、教師（集団）ないし学校にあるとするが、教科書が無償となるのは、市町村教育委員会が採択した教科書に限られること、ただし、その場合でも教師や保護者の意見を反映させる工夫がもたえられること、教科書の使用義務について、行政解釈は、学校では必ず使用しなければならないとし、1990年の伝習館高校事件最高裁判決もこの解釈をとっているが、具体的な扱い方には、教師の専門職性の発揮がもたえられること、補助教材について、学校法はその使用を認めているが、教育委員会は、学校管理規則において、補助教材の承認または届出の必要の規定を設け、準教科書は承認、それ以外は届出を必要とする規定を設けていること、著作物の複製を補助教材とする場合について、学校で必要な限度で複製することは認められるが、その限度を超えるとときは、著作権法違反となること、人権教育について、留意点として、憲法の人権規定、国際人権規約、児童の権利条約等の人権尊重の理念をふまえること、を解説した。

<p>『「初任者研修」制度の抜本的見直し』</p>	<p>2010. 9. 19</p>	<p>『教育自治研究』第 23 号、東海教育自治研究会</p>	<p>1～10 頁。第 1 に、「初任者研修」制度が新採教員に与える負担について検討し、追い詰められて自殺した 3 人の新採教員の場合を見ると、「初任者研修」制度は、超過労働時間やストレスをもたらし、新採教員にむしろ肉体的・精神的負担を与えるものであった。条件付採用期間の 1 年間への延長した制度について、各都道府県・制令指定都市は、厳格な運用に取り組んでおり、その期間後正式採用されなかった者の比率は高くはないが、近年増加している。第 2 に、愛知県・名古屋市の「初任者研修」制度の現状を、教育委員会の資料に基づいて見ると、総じて初任者にとって相当ハードな内容となっているといえる。第 3 に、「初任者研修」制度抜本的見直しの課題について、まず教員の研修は自主研修が基本であり、行政はその条件整備をすべきであることからいえば、「初任者研修」規定を教特法からなくすべきであり、条件付採用期間を 6 ヶ月に戻すべきであり、それまでも新採教員を学級担任からはずし、校務分掌を軽減し、職場全体で新採教員を支援・援助する体制をつくることが求められる、と論じた。</p>
<p>『大学を変える』</p>	<p>2010. 11. 20</p>	<p>大学教育出版</p>	<p>東海高等教育研究所編。同研究所（筆者はその理事長）廃所にあたり、出版したもので、全体として教育・研究の原点に立ち返り全般的に検討したものである。分担執筆「大学の自治を支える教育研究の基盤づくり」（266～283 頁）は、第 1 に、学問の自由、大学の自治を市民的自由説に基づいて理解する。第 2 に、この大学の自治に支えられる大学像は、ユネスコ「21 世紀の高等教育に関する世界宣言：展望と行動」を踏まえて把握し、とくに学生の位置づけについて、教育・運営への参加の保障、大学の自治の担い手と位置づける。第 3 に、大学の自治を支える教育研究の基盤としての管理制度について、とくに管理運営の自治、管理機関の民主的運営の必要を提言した。第 4 に、大学の自治における学生・教員・職員役割を検討し、第 5 に、教育研究の基盤づくりにとっての問題と課題について、とくに国立大学の法人化の問題、および大学評価の在り方について考察した。</p>

<p>「教科書使用義務」「補助教材の届出・承認」「補助教材と著作権」「児童・生徒の懲戒」「体罰の禁止」</p>	<p>2010. 12. 1</p>	<p>『教職研修総合特集』第490号、教育開発研究所</p>	<p>83～85、87～88頁。教科書使用義務について、行政解釈＝有権解釈は学校では必ず教科書を使用しなければならないとしているが、教科書は唯一絶対の教科書ではないので、必要に応じ補助教材を組み合わせるなど、教師の専門職性の発揮が求められること、補助教材について、一般に各教育委員会が学校管理規則において届出・承認の規定を設けていること、補助教材について、学校では図書等の一部を複製して利用することは認められているが、必要の限度を超えて複製するときは著作権法違反となること、児童・生徒の懲戒について、学校法上校長・教員に教育上必要があるときは認められているが、同法施行規則は教育上必要な配慮を義務づけ、児童の権利条約は人間の尊厳と一致する方法を求めていること、体罰については、学校法が絶対的に禁止しているところ、平成19年2月の初の中局長通知が新しく懲戒・体罰の考え方を示したが、同通知も身体への侵害や肉体的苦痛を与える懲戒は行ってはならないとしていること、を解説した。</p>
<p>「臨時教員制度の抜本的見直し」</p>	<p>2011. 3. 22</p>	<p>『名古屋芸術大学研究紀要』第32巻</p>	<p>155～167頁。まず非正規雇用者の増加と非正規教員の増加について、大企業を中心とする人件費抑制政策が非正規雇用者を増加させていることと、近年非正規教員である臨時教員を増加させ、教育を安上がりに行っていることは、本質において共通しているといえろと指摘した。次に、臨時教員に関する裁判事例について、臨時教員任用更新拒否事件名古屋地裁判決・名古屋高裁判決は、福井郵便局臨時職員雇止め事件福井地裁判決・名古屋高裁金沢支部判決の論理を継承しており、両者とも地裁では精神的損害賠償を認めているが、高裁では両者とも任用更新拒否および雇止めを違法ではないとしている。その結論への論理の根拠に前者も、勤務（雇用）関係を明示の文言ではないが、後者のいう公法関係ないし公法上の関係と把握していることがあげられる。最後に、臨時教員制度の廃止にむけて、考察した。臨時教員制度は基本的に廃止すべきであるが、それ以前でも、ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」が指摘しているように、臨時教員の雇用条件などは、正規教員と基本的に同一であるべきである。裁判事例からいっても、本務欠員補充教員である臨時教員の採用を、地公法によって根拠づけることには、無理があり、教育や学校運営からも、身分不安定の臨時教員の職は望ましくない。産休補助教員、育児休業代替教員、長期研修に対応する教員などについては、指摘されてきた「プール制」を導入すべきであるなどについて、論じた。</p>

2. 教育活動（教育実践上の主な業績）

大学院授業担当 有 無

f 教育内容・方法の工夫および作成した教材・資料等		g その他教育活動上特筆すべき事項
授業科目 教育実習 I		
◆前期 <input type="checkbox"/> 後期		
工夫の概要	教材・資料等の概要	
教育実習 I（事前・事後指導）において、講義で教育実習の意義・心構えおよびその全体の概要を理解させるとともに、ビデオ教材によりリアリティを感じさせ、また模擬授業では、専門（美術・音楽）以外に、中学校に実習に行く学生には、道徳の模擬授業も行わせ、実習に備えさせた。	学習指導（授業）等のビデオ教材を活用するとともに、「学習指導案事例集」（冊子）をいつも持参させて活用し、実際に学習指導案を書かせるための資料とし、「実習記録」ファイルを、実習日誌の書き方を具体的に指導する資料とした。	

3. 学会等および社会における主な活動

h 学会等の名称	i 活動期間	j 活動概要その他
日本教育制度学会	2005. 4～現在まで	理事として活動
日本教師教育学会	2005. 4～現在まで	理事として活動